

【ご注意ください！】 法人税予定申告分の納付書等の送付について

前事業年度の確定分法人税額が20万円を超える場合、予定申告及び納税の義務が発生します。

従前、国税庁では、予定申告分の納税義務が生じる法人の皆様には納付書を事前送付していましたが、令和6年5月以降、前事業年度の法人税の確定申告書をe-Taxにより提出された法人、e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人及びダイレクト納付など「納付書を使用しない手段」により納付されている法人の皆様には、納付書の事前送付を取りやめております。

《納付書送付対象法人【予定（中間）】》

	予定申告分・中間申告分			
	電子申告義務化法人	電子申告義務化法人以外（前年実績）		
		納付書を使用しない 納付方法 ^(※1)	金融機関・税務署窓口での納付	
		電子申告	書面申告	
法人税	×	×	×	○
消費税 ^(※2)	×	○	○	○

(※1)納付書を使用しない納付方法：インターネットバンキング、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ納付（QRコード）

(※2)前課税期間の確定分消費税が48万円を超える場合に発生する消費税の中間申告については、中間申告書兼納付書を、e-Tax義務化法人の皆様を除き、対象者へ引き続き送付しています。これにより、**消費税の中間申告書兼納付書は届く一方で、法人税の予定申告分納付書は届かない場合がございますので、特に法人税予定申告分の納付忘れにご注意ください。**



国税庁HP
納付書の事前送付に
関するお知らせ

- 前事業年度の法人税確定申告をe-Taxを利用して行っている場合、予定申告の法定申告期限月の上旬に、予定申告及び納税に必要な情報が、e-Taxのメッセージボックスに格納されますのでご確認ください。

- **メールアドレスを登録しておく**と、メッセージボックスに「法人税予定申告のお知らせ」等が格納された際、「**税務署からのお知らせ**」メールが届きますので、この機会に是非ご登録ください。



e-Tax HP
メールアドレス等の
登録について

- **国税の納付は便利なキャッシュレス納付をご利用ください。**

- 納付書が必要な場合は、所轄の税務署にご連絡ください。



国税庁HP
国税の納付手続
(納期限・振替日・納付方法)

(※) QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。